## 小金井市教育大綱(案)に対する意見募集

市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される、小金井市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、小金井市教育大綱(案)を策定しましたので、小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、市民の皆さんの意見を募集します。

- ○施策名称 小金井市教育大綱 (案)
- ○対 象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所もしくは事 業所を有する法人又はその他の団体
- ○検討結果の公表等

令和8年2月(予定)。寄せられた意見等は、原則として 住所・氏名等を除き公開させていただきます。また、意見等 に対する個別的な回答は行いません。検討を終えたときは、 意見等の内容並びに検討結果及びその理由を公表します。

なお、個人情報、第三者を誹謗中傷するもの又は施策案に 直接関係のないものに対しては、公表しない場合があります。 また、賛否の結論だけを示したものについては、検討結果、

市の考え方等は示しません。

○配布場所等

小金井市教育大綱(案)は、企画政策課(市役所本庁舎2階)、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー(同6階)、 庶務課(同7階)、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館(本館)、保健センター、東小金井駅開設記念会館(マロンホール)で御覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

※ 各施設の開館日は、事前にお問い合わせください。

○提出方法

住所(事務所の所在地)・氏名(団体名及び代表者名)・ 施策名称を明記し、直接、郵送(必着)、FAX又は専用フ オームで次の提出先へ送付してください。

なお、匿名での提出はできません。

また、原則として日本語によることとしますが、他の言語 での提出の際は、日本語訳も送付してください。

用紙は、市ホームページからもダウンロードが可能です。

○提出・問合せ先 小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

〒184-8504 小金井市本町6-6-3

(電 話) 042-387-9800

(FAX) 0 4 2 - 3 8 7 - 1 2 2 4

(電子メール) s010199@koganei-shi.jp

